○財務省・農林水産省告示第十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分六厘」を「年一分五厘」に、「年一分七厘五毛」を「年一分六厘五毛」に、「年二分六厘五毛」を「年二分五厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘五毛
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十一年以下	年九厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分五毛
十二年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分四厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分五厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘五毛
七年を超え八年以下	年七厘五毛
八年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十一年以下	年九厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分五毛
十二年を超え十三年以下	年一分一厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分二厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分三厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分四厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分五厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十一号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・八五パーセント」を「年二・七五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十二号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・七五パーセント」を「年二・七五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分六厘」を「年一分五厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一厘」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分六厘」を「年一分五厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表庄内家畜市場の項及び小値賀家畜市場の項を削る。

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）、刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに白石市役所及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）